

行政手続部会取りまとめ ～行政手続コストの削減に向けて～（概要）

1. 行政手続簡素化の3原則

(1) 行政手続の電子化の徹底

電子化が必要である手続については、添付書類も含め、電子化の徹底を図る

(2) 同じ情報は一度だけの原則

事業者が提出した情報について、同じ内容の情報を再び求めない

(3) 書式・様式の統一

同じ目的又は同じ内容の申請・届出等について、可能な限り同じ様式で提出できるようにする

(注) 地方公共団体の行政手続については、地方公共団体の理解と協力を得つつ、取組を進める

2. 重点分野と削減目標

(1) 重点分野

以下の9分野について、削減目標達成のための計画を策定し、取り組む

「営業の許可・認可に係る手続」、「社会保険に関する手続」、「国税」、「地方税」

「補助金の手続」、「調査・統計に対する協力」、「従業員の労務管理に関する手続」

「商業登記等」、「従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行」

(注) 事業者に対するアンケート調査で、上記手続を「負担」とした回答を合計すると、全体の約7割(69%)を占める

なお、「従業員の納税に係る事務」、「行政への入札・契約に関する手続」については、規制改革推進会議において別途速やかに検討

(2) 削減目標

行政手続コスト(事業者の作業時間)を20%削減(取組期間は3年(事項によっては5年まで許容))

(注1)「国税」、「地方税」については、大法人の電子申告利用率100%等、別途の数値目標を設定

(注2)「調査・統計に対する協力」については、統計改革の基本方針等を踏まえて対応

3. 戦略的な取組の推進

(1) 重点分野

各省庁は本年6月末までに基本計画を策定。可能な事項は速やかに着手

本年7月以降、行政手続部会は幅広く点検し、必要な改善を求める

各省庁は平成30年3月までに基本計画を改定

(2) 重点分野以外

行政手続コストの削減に向けた取組を進める

行政手続部会は、各省庁の取組について、必要に応じて、工程表の提示を求めるなどフォローアップを行う

行政手続に感じている負担感
(事業者に対するアンケート調査)

手続に感じている負担感		計	負担感の発生時期		
			開始時	継続・ 拡大時	終了・ 承継時
1	提出書類の作成の負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払等)	3707	584	2751	372
2	申請様式の記載方法、記載内容が分かりにくい	2205	416	1538	251
3	同じ手続について、組織・部署毎に申請様式等が異なる(例えば、自治体毎、地方部局毎等)	1212	123	982	107
4	手続のオンライン化が全部又は一部されていない(添付書類は紙、CD等で別途提出が必要等)	1197	166	931	100
5	手続に要する期間(処理期間)が長い	1110	187	838	85
6	同様の書類を、複数の組織・部署・窓口に出さなければならない	967	202	670	95
7	審査・判断基準が分かりにくい	967	106	818	43
8	同じ手続について、組織・部署・担当者毎により審査・判断基準が異なる	864	98	692	74
9	申請受理後の行政内部の進捗状況が分からない	825	92	658	75
10	手続のオンライン化はされているが使いにくい(紙で提出した方が手続が早く完了する等)	680	67	543	70
11	要求根拠が不明の資料の提出を求められる	526	60	427	39
12	手続に要する期間(処理期間)が事前に示されない	450	57	355	38
13	申請を受理してもらえない	118	15	95	8

(注1) 全ての手続に対する負担感の回答数を合計した値。

(注2) 「計」は、「事業開始時」「事業継続・拡大時」「事業終了・承継時」の、全ての段階の全手続における「負担」という回答を合計した値。

本取組の対象分野
(事業者に対するアンケート調査により整理)

1. 重点分野

分野	分野	合計			
		回答数	回答割合(%)	累積%(%)	
1	営業の許可・認可に係る手続	各省庁に共通する手続	574	11.2	11.2
2	社会保険に関する手続	個別分野の手続	535	10.4	21.7
3	国税	個別分野の手続	473	9.2	30.9
4	地方税	個別分野の手続	461	9.0	39.9
5	補助金の手続	各省庁に共通する手続	398	7.8	47.7
6	調査・統計に対する協力	各省庁に共通する手続	349	6.8	54.5
7	従業員の労務管理に関する手続	個別分野の手続	287	5.6	60.1
8	商業登記等	個別分野の手続	285	5.6	65.7
9	従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行	個別分野の手続	188	3.7	69.3

2. 重点分野以外の分野

10	従業員の納税に係る事務	個別分野の手続	322	6.3	75.6
11	行政への入札・契約に関する手続	各省庁に共通する手続	145	2.8	78.4
12	施設の安全(消防等)に関する手続	個別分野の手続	129	2.5	81.0
13	建物に関する手続	個別分野の手続	113	2.2	83.2
14	個別品目の輸出・輸入の許可等に関する手続	個別分野の手続	87	1.7	84.9
15	知的財産権の出願・審査に関する手続	個別分野の手続	87	1.7	86.6
16	土地利用に関する手続	個別分野の手続	82	1.6	88.2
17	不動産登記	個別分野の手続	76	1.5	89.7
18	道路、河川等の利用に関する手続	個別分野の手続	70	1.4	91.0
19	環境保全に関する手続	個別分野の手続	67	1.3	92.3
20	税関に対する手続	個別分野の手続	66	1.3	93.6
21	化学品等の安全管理に関する手続	個別分野の手続	60	1.2	94.8
22	株式や事業用資産の承継に関する手続(事業承継時)	個別分野の手続	46	0.9	95.7
23	産業保安に関する手続	個別分野の手続	44	0.9	96.5
24	港湾における手続	個別分野の手続	29	0.6	97.1
25	生活用品、食品等の安全・表示に関する手続	個別分野の手続	28	0.5	97.7
26	その他事業に必要な事項の許可・認可に係る手続	各省庁に共通する手続	22	0.4	98.1
27	生活環境に関する手続	個別分野の手続	21	0.4	98.5
28	その他	その他	77	1.5	100.0

行政手続部会 委員・専門委員名簿

部会長	高橋 滋	法政大学法学部教授
部会長代理	森下 竜一	大阪大学大学院医学系研究科寄付講座教授
委員	野坂 美穂	中央大学ビジネススクール大学院戦略経営研究科助教
委員	原 英史	政策工房代表取締役社長
委員	吉田 晴乃	B T ジャパン代表取締役社長
専門委員	大崎 貞和	野村総合研究所主席研究員
専門委員	川田 順一	J X ホールディングス取締役副社長執行役員
専門委員	國領 二郎	慶應義塾常任理事、慶應義塾大学総合政策学部教授
専門委員	佐久間 総一郎	新日鐵住金代表取締役副社長
専門委員	堤 香苗	キャリア・マム代表取締役

行政手続部会における審議経過

第 1 回	H28.9.20	<ul style="list-style-type: none"> ・規制・行政手続コストの削減に係る経緯と現状 (1) 「日本再興戦略 2016」における経緯等について (2) 諸外国における取組について (3) 我が国における既存の取組について
第 2 回	H28.10.3	<ul style="list-style-type: none"> ・他部局における先行的取組の検討状況 ・諸外国における行政手続コスト削減に向けた取組 ・「規制・行政手続コスト」の考え方 ・事業者ニーズの把握の進め方
第 3 回	H28.10.20	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者からのヒアリング 日本行政書士会連合会、日本税理士会連合会、全国社会保険労務士会連合会
第 4 回	H28.11.15	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者からのヒアリング 日本司法書士会連合会、日本経済団体連合会、経済同友会 ・関係省庁からのヒアリング（内閣官房 I T 総合戦略室）
第 5 回	H28.11.21	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者からのヒアリング 日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、新経済連盟、日本貿易振興機構、ビズシード株式会社、株式会社あきない総合研究所
第 6 回	H28.12.13	<ul style="list-style-type: none"> ・諸外国における取組と我が国の取組に向けた示唆 ・関係者からのヒアリング結果の整理（事業者ニーズの把握関係）
第 7 回	H28.12.20	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者ニーズの把握について ・事業者へのアンケート結果（事業者ニーズの把握関係） ・「規制・行政手続のコスト削減に関する意見募集」の結果（事業者ニーズの把握関係） ・他部局における先行的取組の検討状況 ・規制・行政手続コスト削減の重点分野、目標・手法の検討にあたっての論点
第 8 回	H29.1.19	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者ニーズの取りまとめ ・「重点分野」、「削減目標」、「計画的な取組の推進」についての考え方
第 9 回	H29.1.30	<ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁からのヒアリング（総務省、財務省、経済産業省）
第 10 回	H29.2.2	<ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁からのヒアリング（法務省、厚生労働省、国土交通省）
第 11 回	H29.3.6	<ul style="list-style-type: none"> ・取りまとめについての議論
第 12 回	H29.3.29	<ul style="list-style-type: none"> ・取りまとめ

日本再興戦略 2016（抜粋）（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）

部

2．生産性革命を実現する規制・制度改革

(1) 新たな規制・制度改革メカニズムの導入

事業者目線で規制改革、行政手続の簡素化、IT 化を一体的に進める新たな規制・制度改革手法の導入

- ・まずは、外国企業の日本への投資活動に関する規制・行政手続の抜本的な簡素化について 1 年以内に結論を得る。

【1 年以内を目途に結論（早期に結論が得られたものについては、
先行的な取組として年内に具体策を決定し、速やかに着手）】

- ・外国企業の日本への投資活動に関する分野以外についても、先行的な取組が開始できるものについては、年内に具体策を決定し、速やかに着手する。

【先行的な取組として年内に具体策を決定し、速やかに着手】

こうした先行的な取組と上記取組の実施状況等を踏まえつつ、諸外国の取組手法に係る調査等を行い、規制・手続コスト削減に係る手法や目標設定の在り方を検討した上で、本年度中を目途に、本格的に規制改革、行政手続の簡素化、IT 化を一体的に進めるべき重点分野の幅広い選定と規制・行政手続コスト削減目標の決定を行い、計画的な取組を推進する。

【本年度中を目途に、重点分野と削減目標を決定】